

建築確認申請等手数料について

● 建築物に関する確認申請及び計画通知手数料(北九州市手数料条例第2条別表第109号)

区 分	手数料
～ 30 ㎡以内	9,000 円
30 ㎡超 ～ 100 ㎡以内	19,000 円
100 ㎡超 ～ 200 ㎡以内	35,000 円
200 ㎡超 ～ 300 ㎡以内	60,000 円
300 ㎡超 ～ 1,000 ㎡以内	90,000 円
1,000 ㎡超 ～ 2,000 ㎡以内	130,000 円
2,000 ㎡超 ～ 10,000 ㎡以内	207,000 円
10,000 ㎡超 ～ 50,000 ㎡以内	280,000 円
50,000 ㎡超 ～	536,000 円

※計画変更の場合は、変更に係る部分の床面積の1/2(床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)について上記表を適用

※建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当該申請部分の床面積の1/2について上記表を適用

※計画変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は、変更に係る部分の床面積の1/2について上記表を適用

● 建築物に関する確認申請及び計画通知に係る手数料への省エネ審査加算手数料(仕様基準) (北九州市手数料条例第2条別表第109の2号)

用途	評価対象床面積	手数料
一戸建ての住宅	0 ㎡	なし
	0 ㎡超 ～ 200 ㎡未満	7,000 円
	200 ㎡以上 ～	8,000 円
共同住宅等	0 ㎡	なし
	0 ㎡超 ～ 300 ㎡未満	17,000 円
	300 ㎡以上 ～ 2,000 ㎡未満	29,000 円
	2,000 ㎡以上 ～ 5,000 ㎡未満	47,000 円
	5,000 ㎡以上 ～	64,000 円

※評価対象床面積とは、省エネ基準への適合の審査に係る部分の床面積

※計画変更をして建築物を建築し、省エネ基準への適合に係る変更がある場合、当該計画変更(省エネ)に係る部分の床面積の1/2(床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)について上記表を適用

● 建築設備に関する確認申請及び計画通知手数料(北九州市手数料条例第2条別表第110号)

区 分	手数料
建築設備を設置する場合	23,000 円
上記の計画変更	11,000 円
小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000 円
上記の計画変更	5,000 円

● 工作物に関する確認申請及び計画通知手数料(北九州市手数料条例第2条別表第111号)

区 分	手数料
工作物を築造する場合	17,000 円
上記の計画変更	8,000 円

● 中間検査申請手数料(北九州市手数料条例第2条別表第118号)

区 分	手数料
～ 30 ㎡以内	19,000 円
30 ㎡超 ～ 100 ㎡以内	23,000 円
100 ㎡超 ～ 200 ㎡以内	30,000 円
200 ㎡超 ～ 300 ㎡以内	38,000 円
300 ㎡超 ～ 1,000 ㎡以内	43,000 円
1,000 ㎡超 ～ 2,000 ㎡以内	53,000 円
2,000 ㎡超 ～ 10,000 ㎡以内	120,000 円
10,000 ㎡超 ～ 50,000 ㎡以内	190,000 円
50,000 ㎡超 ～	350,000 円

※検査を行う部分の床面積の合計について上記表を適用

● 建築物に関する完了検査申請手数料

A(北九州市手数料条例第2条別表第112号) B(北九州市手数料条例第2条別表第116号)

区 分	手数料	
	A 中間検査対象外の場合	B 中間検査を受検済の場合
～ 30 m ² 以内	19,000 円	16,000 円
30 m ² 超 ～ 100 m ² 以内	22,000 円	20,000 円
100 m ² 超 ～ 200 m ² 以内	28,000 円	26,000 円
200 m ² 超 ～ 300 m ² 以内	38,000 円	37,000 円
300 m ² 超 ～ 1,000 m ² 以内	63,000 円	61,000 円
1,000 m ² 超 ～ 2,000 m ² 以内	81,000 円	76,000 円
2,000 m ² 超 ～ 10,000 m ² 以内	140,000 円	130,000 円
10,000 m ² 超 ～ 50,000 m ² 以内	220,000 円	210,000 円
50,000 m ² 超 ～	430,000 円	410,000 円

※検査を行う部分の床面積の合計について上記表を適用

※建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合は、当該申請部分の床面積の1/2について上記表を適用

※省エネ基準への適合を確認する完了検査の手数は別途算定
(省エネ適合性判定等手数料表を参照)

● 建築設備に関する完了検査申請手数料(北九州市手数料条例第2条別表第113号)

区 分	手数料
建築設備を設置する場合	30,000 円
小荷物専用昇降機を設置する場合	20,000 円

● 工作物に関する完了検査申請手数料(北九州市手数料条例第2条別表第114号)

区 分	手数料
工作物を築造する場合	20,000 円

● 仮設建築物に係る許可申請手数料(北九州市手数料条例第2条別表第100号他)

区 分	手数料
仮設する期間が1月以内の場合	60,000 円
仮設する期間が1月を超える場合	120,000 円

● 建築物の仮使用認定に係る申請手数料(北九州市手数料条例第2条別表第75号)

区 分	手数料
仮使用の認定を行う場合	120,000 円

● 道路の位置の指定及び廃止に係る手数料(北九州市手数料条例第2条別表第75の2号)

区 分	手数料
道路の位置の指定及び廃止をする場合	50,000 円

● 建築物の敷地と道路の關係に係る建築の認定申請手数料(北九州市手数料条例第2条別表第75の3号)

区 分	手数料
敷地と道路の關係に係る認定をする場合	27,000 円

● 建築物の敷地と道路の關係に係る建築の許可申請手数料(北九州市手数料条例第2条別表第76号)

区 分	手数料
敷地と道路の關係に係る許可をする場合	33,000 円